

第7回 山形ビッグウイング フェスティバル開催

村山広域7市7町うまいものフェア、山形市伝統的工芸品まつりの併催イベントです。

■日時／
11月28日(土)、11月29日(日)
午前10時～午後4時

■会場／
山形ビッグウイング1階展示場

■入場料／無料
※急な変更・中止がありますので最新情報はHPでご確認ください。ご来館の際は、マスクの着用をお願いします。

◎山形ビッグウイング
☎023(65)3100

熟睡プラ寝たりウム

満点の星空の下で、ゆったりと時間が過ぎ、いつの間にか夢の中へ…。ぐっすり寝て、日頃の疲れを癒しませんか？中学生以上が対象です。HPかお電話で事前にお申し込みください。

■日時／11月23日(月)

■場所／北村山視聴覚教育センター
◎北村山視聴覚教育センター
☎0237(55)4211

マザーズおしごと相談会

就職をお考えの子育て中の女性を対象にセミナーと相談会を開催します。お子様と一緒に、お気軽にご参加ください。

■場所／ハローワーク村山(村山市榑岡五日町14-30)

■開催日・内容／

○11月30日(月)：セミナー「ママが働く前に知っておきたいお金の話」、個別相談

○12月18日(金)：セミナー「ワタシ流就活のススメ」、個別相談

○1月25日(月)：セミナー「就職活動の基本とポイント」、個別相談

※セミナーへの参加のみ事前申込が必要です。

◎マザーズジョブサポート山形
☎023(65)5915

無料「人権なんでも相談所」

どんなことでも、なんでも、お気軽にご相談ください。

■日時／12月1日(火)

■場所／尾花沢市老人福祉センター「東光館」

■相談対応者／人権擁護員、山形

地方法務局人権擁護課

〈近隣市での開催〉

○東根市：12月2日(水) 午前10時～午後3時 東根市「さくらんぼタレントフルセンター」

○大石田町：12月4日(金) 午前10時～午後3時 大石田町民交流センター「虹のプラザ」

【第72回人権週間】

12月4日(金)から10日(木)までの1週間を人権週間と定め、世界人権宣言の意義を訴えけるとともに人権尊重思想の普及高揚を図るべく人権啓発活動を実施します。

◎山形地方法務局人権擁護課
☎023(65)1676

介護家族の集い

介護にお困りの方、関心のある方は、どなたでも参加できます。事前予約が必要です。

■日時／11月21日(土)

■午後1時30分～3時30分

■場所／尾花沢市老人福祉センター「東光館」

■内容／介護者相互の交流
■参加費／150円

◎在宅介護を支える家族の会
☎090(2844)1150

やまがた育英会 東京学生寮 令和3年度新入寮生募集

駒込学生会館、板橋学生会館の令和3年度新入寮生を募集します。応募資格／山形県内に居住する保護者の子弟で、首都圏の大学、短大、専門学校等に進学、在学する男女学生。

■提出書類／入寮願書に必要事項を記入し、郵送またはファックスで左記までお送りください。
■入寮願書／ホームページまたは事務局から直接入手できます。

■受付期間／

①前期募集：令和2年12月21日(月)まで

②後期募集：令和2年12月24日(木)～令和3年3月6日(土)

■入寮決定／面接後、前期は12月23日(水)、後期は3月10日(水)に、合格者にのみ連絡します。

◎やまがた育英会事務局
〒114-0015

東京都北区中里3-7-7
☎03(3949)2646

FAX：03(3949)2731
HP：http://yamagata-kyukai.com

油流出注意!

ホームタンクなどから灯油が漏れ出し、河川や土壌を汚染する事故が増えています。事故の処理費用は、原因者が負担しなければなりません。

給油時はその場を離れない、給油管への落雪に注意するなど、油流出事故防止に努めましょう。

◎環境整備課 生活環境係
【内線261、262】

ひかりセンター相談窓口の案内

精神科医師によるひきこもり相談は毎月1～2回、村山保健所で行っています。

※保健所による相談は随時行っており、家族だけの相談も可能です。

■場所／

村山保健所(山形市十日町)

■申込方法／事前に左記まで電話予約が必要です。

◎村山保健所 保健企画課
☎023(62)1184

新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度の固定資産税・都市計画税を軽減します

事業収入が減少し、厳しい経営環境にある中小事業者、個人事業主に対して、令和3年度分に限り事業用資産に係る固定資産税・都市計画税の課税が以下の通り軽減されます。下記期限までに申告書の提出が必要になりますので、忘れずに申請してください。

■対象事業者／中小事業者、個人事業主

■対象要件／令和2年2月1日～令和2年10月31日までの任意の連続する3カ月間の売上高が、新型コロナウイルスの影響により前年同期に比べて30%以上減少していること。

■軽減の対象となる資産／(1)事業用の家屋 (2)償却資産 ※居住用家屋、土地は対象外

■軽減割合／

事業収入の減少割合	課税標準額の軽減割合(税額)
30%以上50%未満減少している方	2分の1に軽減
50%以上減少している方	ゼロに軽減

■申請方法／認定経営革新等支援機関等(税理士、会計士、中小企業診断士、金融機関、商工会等)に以下の会計帳簿等(1)～(3)を提供し、特例措置に関する申告書(裏面)に確認の記名押印をもらった上で、市へ申請してください(郵送可)。

■申請に必要な書類 各1部 ※詳細は市HPか、下記までお問い合わせください

- (1)特例措置に関する申告書(様式は市HPまたは市役所 市民税務課にあります)
- (2)収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写し)
- (3)特例対象家屋の事業用割合を示す書類(事業用家屋の軽減を受ける場合、青色申告決算書等の該当部分の写し。例：「減価償却費の計算」)

■申請期間／令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

提出先・お問い合わせ先／市民税務課 資産税係 ☎(22)1111【内線125～127】